

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公 印 省 略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
情-I-062	サテライトオフィスにおけるLANケーブル敷設等役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年1月27日(火)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。  
(別紙参照)

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

## 11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。  
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。  
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。  
(4) 入札に関する条件 仕様書2.8 a)~c)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.2 a)1)~3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること  
(提出期限：令和7年 12月 23日 (火) 18:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)

- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 1月 23日 (金) までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。  
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス : naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

## 適合条件

### 1 条件

本業務では、以下の条件を満たすこと。

(1) 契約相手方は、以下の条件を満たすこと。

- a) 契約締結後、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)に示す保護すべき情報を取扱う業務を実施するため、防衛省から調達における情報セキュリティ基準の適合を取得していること。

### 2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの(形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。)

提出書類については虚偽が無いものとする。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日(前日が土日祝日の場合は前開庁日)の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

### 3 提出部数

1部

### 4 提出期限

令和7年12月23日(火)

仕様書			
件名	サテライトオフィスにおけるLANケーブル敷設等役務	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年11月17日
		改正年月日	
		整備計画局サイバー整備課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、サテライトオフィスの事務室整備のために実施するLANケーブルの敷設、サーバーラック設置及びサーバーラックへのネットワーク機器取付の各種作業役務（以下「本役務」という。）について規定する。

### 1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を使用するものとする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書と相違する場合は、仕様書の定めるところによるものとする。

- a) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- b) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）
- c) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）。以下「情報セキュリティ通達」という。）

## 2 本役務に関する要求

### 2.1 概要

本役務は、サテライトオフィス2階及び3階フロアのLANケーブル敷設、サーバーラック設置及びサーバーラックへのネットワーク機器取付の役務を実施するもの。

### 2.2 一般的事項

本役務に関する一般的事項は以下による。

- a) 本役務の実施に先立ち、配線経路やサーバーラック設置位置、搬出・搬入経路の事前調査を実施し、ケーブル敷設要領について官側の確認を得るものとする。
- b) 室内配線については、別図を基準に官側と調整のうえ実施するものとし、室内配線後はフリーアクセスフロアを原状復帰するものとする。

- c) 搬出入に先立ち、施設の床、壁等の養生を行うものとする。また作業終了後、保護材及び施設の養生に使用した資材は取り外し、契約相手方がすべて回収する。
- d) 契約後速やかに役務実施計画書を作成し、官側の確認を得るものとする。役務実施計画書には、方針、スケジュール、本役務の作業内容と完了基準、実施体制及び要員計画を含むものとする。
- e) サテライトオフィスへの入退館、荷物の搬出入、役務に係る届出等については、当該施設の管理細則に基づき実施するものとする。

## 2.3 役務内容

役務の内容は以下による。

### 2.3.1 サーバールック設置及びサーバールックへのネットワーク機器取付

契約の相手方は、表1に示す場所において、次の作業を実施する。

#### 2.3.1.1 本作業に対する要求

- a) 19インチサーバールック（24U）の設置
- b) 官側から提供する省OAフロアスイッチ及び省OAエッジスイッチのサーバールックへの取付

表1ーサーバールック設置・ネットワーク機器取付

番号	施設	サーバールック設置場所	台数 (基準)	
1	サテライト オフィス	2階事務室内、細部は官側の指示による。	1架	
		サーバールックへのネット	省OAフロアスイッチ	1台
		ワーク機器取付（基準）	省OAエッジスイッチ	4台
2	サテライト オフィス	3階事務室内、細部は官側の指示による。	1架	
		サーバールックへのネット	省OAフロアスイッチ	1台
		ワーク機器取付（基準）	省OAエッジスイッチ	4台

#### 2.3.2 LANケーブル敷設

契約の相手方は、表2に示す敷設区間において、LANケーブルを敷設する。なお、作業の要求範囲は図1及び図2を基準とし、細部は官側の指示による。

表 2 - LANケーブル敷設

番号	施設	敷設区間	本数 (基準)	要求 範囲
1	サテライト オフィス	2階事務室サーバーラック内 省OA回線用暗号化 装置～省OAフロアスイッチ	1本	図 1
2		2階事務室サーバーラック内 省OAフロアスイッ チ～省OAエッジスイッチ	8本	
3		2階事務室サーバーラック内 省OAエッジスイッ チ～同事務室内 省OA端末, 複合機, プリンタ設 置位置及びミーティングスペース	102本	
4		3階事務室サーバーラック内 省OAフロアスイッ チ～省OAエッジスイッチ	8本	
5		3階事務室サーバーラック内 省OAエッジスイッ チ～同事務室内 省OA端末, 複合機, プリンタ設 置位置及びミーティングスペース	127本	
6		2階事務室サーバーラック内 省OAフロアスイッ チ～3階事務室サーバーラック内 省OAフロアス イッチ設置位置	2本	
7	図 2	2階事務室サーバーラック内～同事務室内 自動即 時電話機設置位置 ※92本中, 2本は予備とし, サーバーラック付近 に設置するものとする。	92本※	
8		2階事務室サーバーラック内～3階事務室サーバー ラック内	3本	
9		3階事務室サーバーラック内～同事務室内 自動即 時電話機設置位置 ※98本中, 2本は予備とし, サーバーラック付近 に設置するものとする。	98本※	

図1-LANケーブル敷設

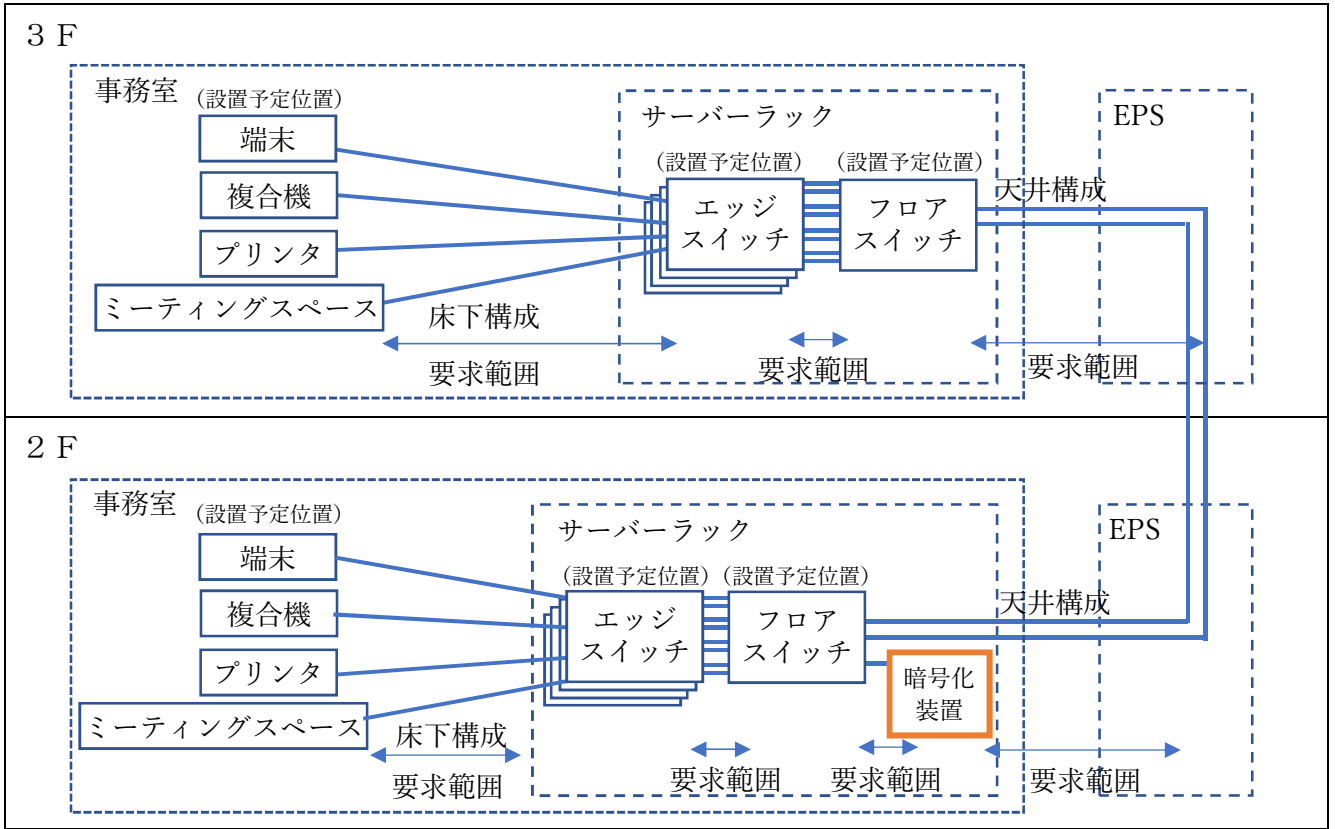
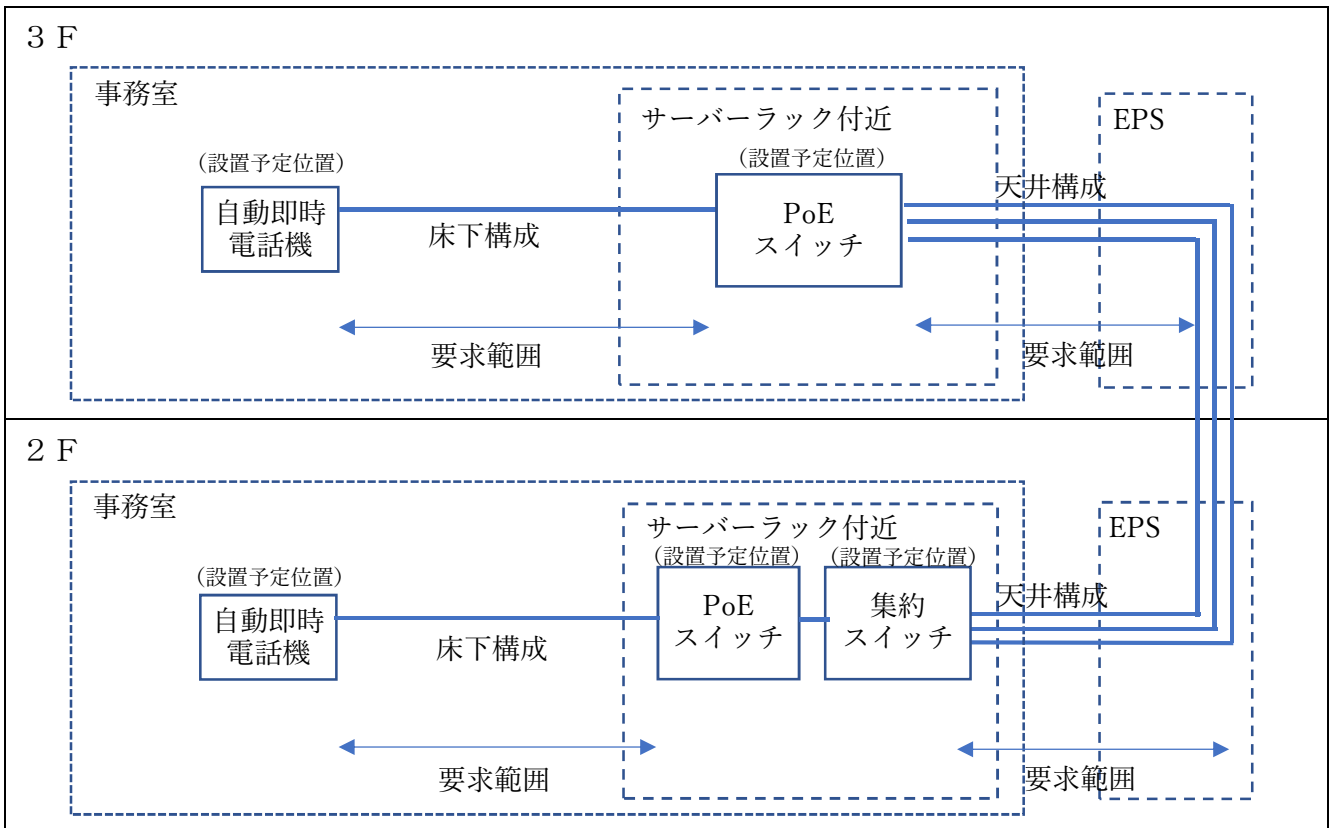


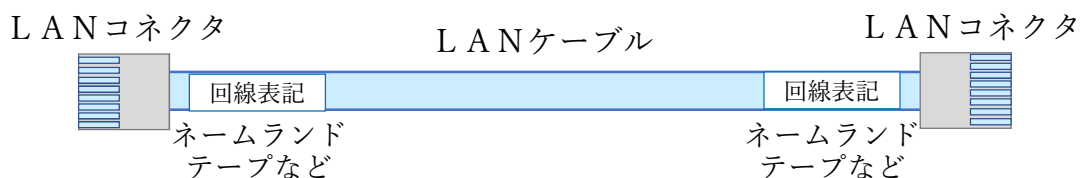
図2-LANケーブル敷設



### 2.3.2.1 本作業に対する要求

- a) 敷設するLANケーブルの両端及びEPSを通過させる場合は、判別が容易な箇所に官側の指定する様式で表記したタグを取り付け、ケーブルの接続端末の識別を可能とするとともに、配線したケーブルをみだりに露出させないように努めて美観に配慮すること。タグ（回線）の表記例は図3のとおり。

図3－タグ（回線）表記例



- b) LANケーブルの両端には、配線する際に2mを基準としてケーブル余長を確保し、機器等のレイアウト変更に対応できるよう配慮する。
- c) 端末の種類ごとに、使用するLANケーブルの色を表3のとおり統一する。

表3－使用するLANケーブルの色

番号	端末の種類等	LANケーブルの色
1	省OA端末，複合機，プリンタ及びミーティングスペース	白もしくはグレー
2	自動即時電話機	水色

- d) 配線後は全区間を通した導通確認を実施するものとし、確認に必要な試験用機器等は契約相手方が準備するものとする。

### 2.4 本業務に必要な資材等

本業務に必要な資材等については、表4を基準とし、契約の相手方が準備するものとする。

表4－本業務に必要な資材等

番号	品名	仕様等	数量 (基準)	備考
1	19インチサーバーラック	24U	2架	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15A コンセントバー（18個口）を添付すること。</li> <li>・19インチマウント用の機器取付ケージナットを10式添付すること。</li> </ul>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・施錠できること。</li> <li>・転倒を防止できること。</li> </ul>
2	LANケーブル	Cat5e/RJ45 コネクタ付き/30m	419本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色は表3のとおり。</li> <li>・UTPケーブル：CAT-5eとする。</li> </ul>
3		Cat5e/RJ45 コネクタ付き/5m	17本	
4		Cat5e/RJ45 コネクタ付き/50m	5本	

## 2.5 役務場所

別冊アのとおりとする。

なお、当該役務場所において、他の事業者も並行して作業を行うことから、官側の指示、統制に基づき、作業を行うこととする。

## 2.6 役務日

作業期間は契約締結日から令和8年3月31日（火）までのうち、官側の指定する日（土日祝日を含む。）とし、細部作業日程については契約後、官側と調整を実施するものとする。なお、調整次第では役務を複数回に分ける場合がある。

## 2.7 役務時間

本役務の作業時間は、08：30から17：15までの間を基準とする。ただし、官側との調整により延長し、夜間を含むことがある。

## 2.8 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること
- b) 前記a)の業務従事者が、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること
- c) 前記b)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

## 3 検査

本役務に関する検査は、本仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

## 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

表5に示す文書を紙媒体及び電子媒体で官に提出すること。なお、表5に示す文書は、特に指定される場合を除き、官の確認を得るものとする。また、当該文書の記載事項に齟齬が生じた場合は、速やかに該当箇所を修正し、官の承認を得ること。

電子媒体はMicrosoft Word, Excel 及びPowerPoint 等を原則とし、それ以外のファイル形式を使用した場合はPDF形式に変換すること。

表5－提出書類

番号	品名	提出時期	数量	提出先	種類	書式
1	役務実施計画書	契約締結後 速やかに	紙媒体：1部 電子媒体：1部	防衛省整備計画局 サイバー整備課	電子 (Microsoft Word, Excel, PowerPoint もしくは PDF形式と する。)	適宜
2	役務従事者名簿					
3	配線図	終了後速や かに				
4	役務完了報告書					

#### 4.2 情報の保全

契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たっては、次の事項について遵守すること。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について**（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく防衛省に通知するものとする。なお、細部については、別冊イのとおりとする。

- 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
  - 2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
  - 3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- b) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に必要な場合を除き、端末類から部外に対して電子メールを送信してはならない。

#### 4.3 発生材

本役務によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分を行うものとする。

#### 4.4 その他

- a) 役務作業において使用する消耗品、搬入及び据付調整に使用する部品及び材料については、契約相手方の負担とする。
- b) 本役務を実施するにあたり、養生等必要な措置を講じるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合、官側に報告のうえ契約相手方の責任において速やかに修復するものとする。
- c) この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官側と協議するものとする。

別記様式第1（第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号										
	調 達 要 求 番 号	物管第 号									
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年11月26日									
	作 成 部 課	整備計画局サイバー整備課									
	作 成 年 月	令和7年11月17日									
品 名	サテライトオフィスにおけるLANケーブル敷設等役務										
仕 様 書 番 号											
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕様書</td> <td>サテライトオフィスにおけるLANケーブル敷設等役務 別冊ア及びイによる。</td> <td>契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p> <p>※細部については別途官側が指示する。</p>				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	仕様書	サテライトオフィスにおけるLANケーブル敷設等役務 別冊ア及びイによる。	契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考								
仕様書	サテライトオフィスにおけるLANケーブル敷設等役務 別冊ア及びイによる。	契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。									